

盛岡広域振興局長告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年10月15日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 B5工区 八幡平市安比高原180番8の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市安比高原117番地17 合同会社H. A. Development